



第1章

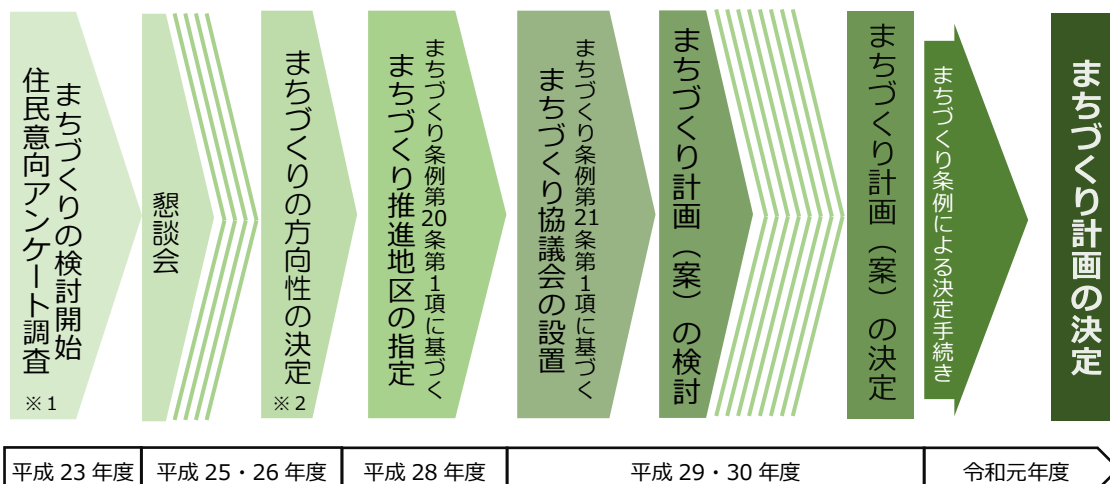
はじめに

# 第1章 はじめに

## 1. 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画策定の背景

- 国分寺街道は、国分寺駅の東側を通り府中駅と小平市域を南北に結ぶ幹線道路であり、国分寺駅と府中駅、小平駅をつなぐ路線バスルートとしても重要な道路です。しかしながら、JR中央線以南の国分寺街道は、幹線道路としては幅員が狭く歩道がない箇所が多いことから、歩行者や自転車の通行が危険で早急な改善が求められています。
- 国分寺都市計画道路3・4・11号線（以下、「国3・4・11号線」といいます。）は、市の中心市街地における重要な南北軸となる道路で、国分寺街道に代わるものとなり、南北道路の整備が大きな課題になっている市及び東京都において早急な整備が必要な路線の一つです。
- これらの課題を早期に改善するために、国3・4・11号線の南町二丁目交差点から府中市域の東八道路までの区間を東京都と28市町で策定した都市計画道路の整備方針における優先整備路線の一つとして位置づけました。
- 国3・4・11号線の整備に伴い、国3・4・11号線沿道と現在の国分寺街道沿道の周辺地域における住環境・商業環境の大きな変化が予想されます。そこで、道路整備に先立ち、基礎調査やアンケートの実施<sup>※1</sup>、市民参加の懇談会を重ね、目指すまちの将来像を示した「国分寺都市計画道路3・4・11号線周辺まちづくりの方向性」<sup>※2</sup>（以下、「まちづくりの方向性」といいます。）を平成26年12月に決定しました。
- この「まちづくりの方向性」で示す将来像を実現するための方策や取組を検討するため、国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地域を国分寺市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」に指定し、平成29年6月より、「国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）による国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」といいます。）の検討を開始しました。

図1-1 まちづくり計画策定に向けたこれまでの取組



※1 住民意向アンケート調査については、P.18を参照

※2 まちづくりの方向性については、第3章を参照

## 2. まちづくり計画とは

### 1) まちづくり計画の位置づけ

- まちづくり計画は、「まちづくりの方向性」を踏まえて、まちの将来像の実現化方策として、土地利用等についての具体的な取組やその進め方を示したものです。このまちづくり計画を基本として、市民と市が連携して国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地域の土地利用やにぎわい創出などのまちづくりに取り組んでいきます。  
なお、本計画では、様々な取組において検討から実施に至るまでユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、個々の取組を進めていきます。
- まちづくり計画は、国分寺市まちづくり条例に基づく手続きを経て決定することにより、市のまちづくり基本計画の一つに位置づけられます。

#### 【国分寺市まちづくり条例（抜粋）】

##### 第2章 まちづくり基本計画等

##### (まちづくり基本計画)

第7条 市長は、基本理念にのっとり、次に掲げる計画等を国分寺市まちづくり基本計画(以下「まちづくり基本計画」という。)として、国分寺市のまちづくりの基本にしなければならない。

(1) 基本構想

(2) 法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)第1項の規定により定められた国分寺市都市計画マスタープラン

(3) 国分寺市環境基本計画

(4) 都市緑地法第4条第1項の規定により定められた国分寺市緑の基本計画

**(5) 第4章の規定により定められたまちづくり計画**

(6) 法第12条の4(地区計画等)の規定により定められた地区計画等

(7) 建築基準法第69条(建築協定の目的)の規定により定められた建築協定

(8) その他国分寺市のまちづくりの基本となる計画で、あらかじめ、第10条の規定により設置された国分寺市まちづくり市民会議の意見を聴いて市長が指定したもの

### 2) まちづくり推進地区の範囲

- 国分寺街道（及び国3・4・11号線）の南町二丁目交差点から府中市境までの区間において、国3・4・11号線の計画線の両側約50mの範囲と国分寺街道（国3・4・11号線交差部から府中市境まで）の両側約50mの範囲とします。なお、50mラインに敷地がまたがる場合は、当該敷地を含めた範囲を基本としています。

図1-2 位置図

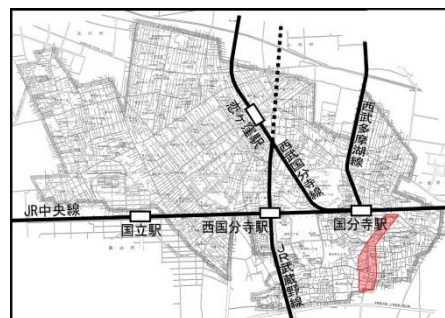


図 1-3 まちづくり推進地区の指定範囲

● まちづくり推進地区の概要

指定区域：南町二丁目・三丁目，  
東元町二丁目・三丁目・四丁目 地内  
区 域：南北約 1.2km  
区域面積：約 19.6ha

(図 1-3 参照)

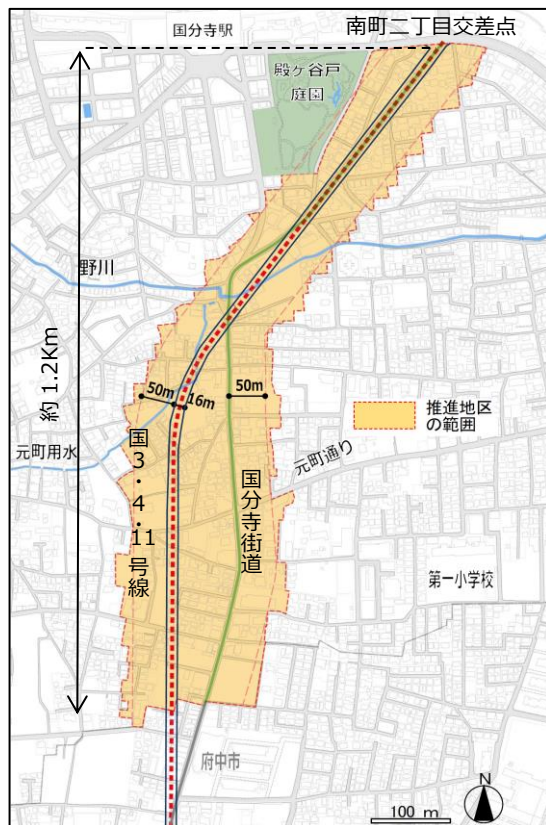
● 国分寺都市計画道路 3・4・11 号線の概要

国 3・4・11 号線は，昭和 40 年 4 月 13 日に都  
市計画決定した計画幅員 16m の都市計画道路で  
す。

事業効果として，交通渋滞の緩和，安全で快適な  
道路空間の確保，防災機能の向上が期待されてい  
ます。(図 1-4 参照)

東京都は，2019 年（平成 31 年）3 月 20 日付け  
で，国土交通省から国 3・4・11 号線外の事業  
認可を受け，事業に着手することになりました。

(図 1-5 参照)



事業の概要

路線名：国分寺都市計画道路 3・4・11 号府中国分寺線  
及び府中都市計画道路 3・4・21 号府中国分寺線  
施行箇所：府中市栄町二丁目地内から国分寺市東元町三丁目地内  
幅員：16m（標準）  
車線数：2車線  
事業期間：2019 年（平成 31 年）3 月 20 日から  
2028 年（令和 10 年）3 月 31 日

図 1-5 事業認可を取得した事業範囲

図 1-4 道路断面のイメージ図

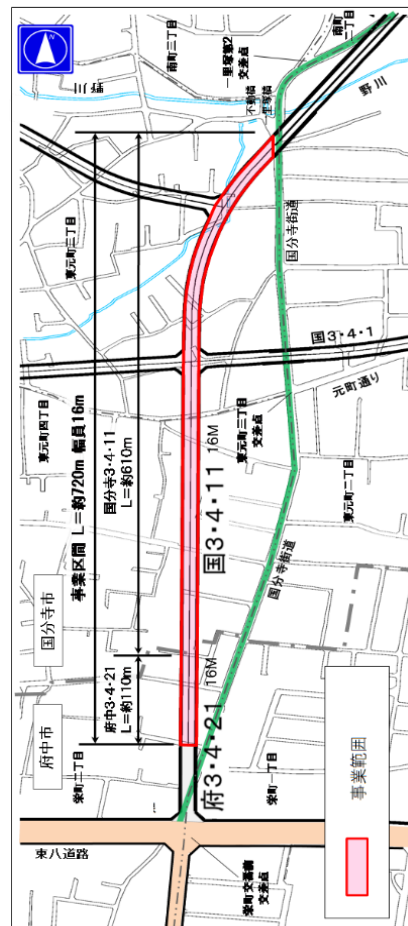
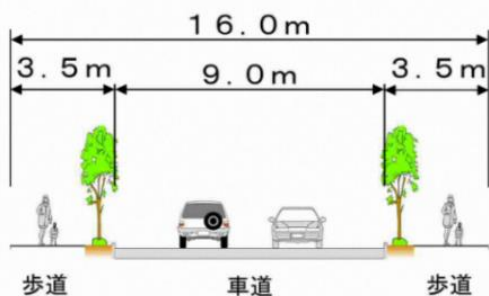
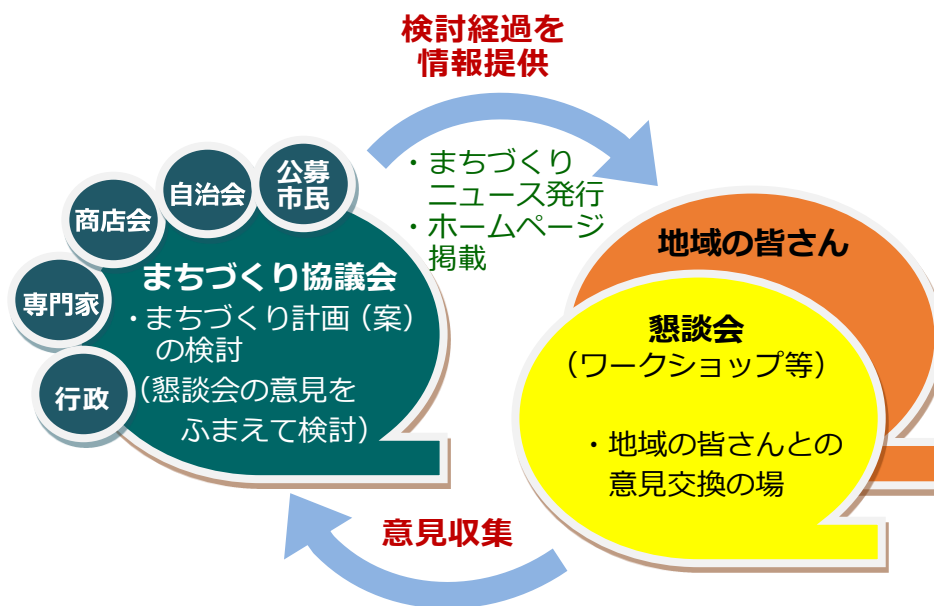


図 1-4 図 1-5  
国分寺都市計画道路 3・4・11 号線及び  
府中都市計画道路 3・4・21 号線  
事業概要及び測量説明会 資料抜粋 一部編集  
(東京都北多摩北部建設事務所平成 28 年 2 月実施)

### 3. まちづくり計画策定の検討体制

#### 1) まちづくり協議会の設置

- まちづくり計画の策定にあたっては、公募市民・自治会等・商店会・専門家・行政等で構成するまちづくり協議会にて検討を行いました。その検討内容について、まちづくりニュースやホームページ等を通じて地域の皆さんに情報提供を行うとともに、地域の皆さんと意見交換を行うための懇談会も適宜開催しました。



まちづくり協議会



懇談会（ワークショップ）

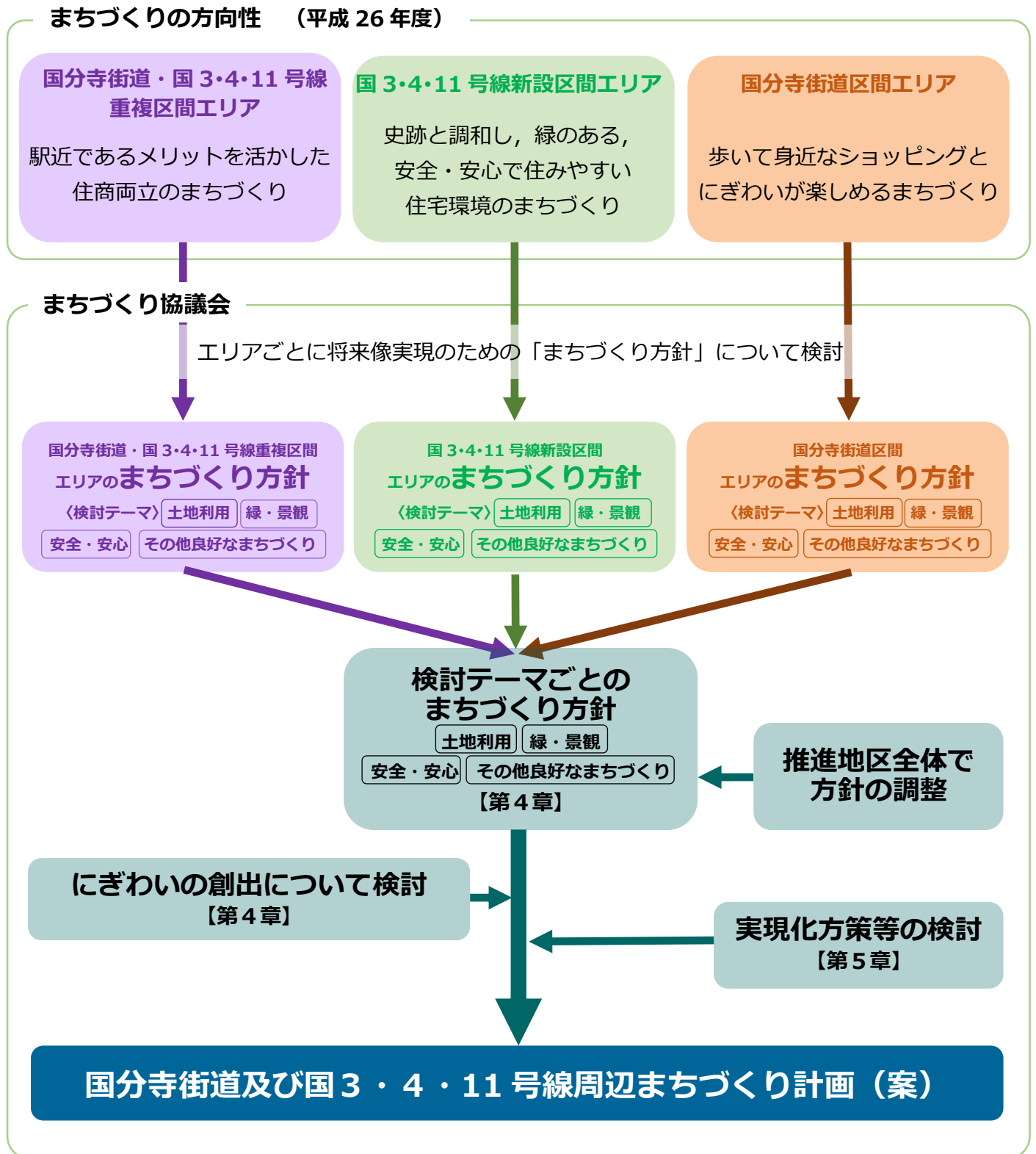




## 4. まちづくり協議会の検討プロセス

### 1) 検討プロセス

- まちづくり協議会では、「まちづくりの方向性」の3つのエリアごとの将来像を基本とし、将来像実現のための「まちづくり方針」について下記のプロセスで検討を進めました。



## 2) 検討の流れ

